

平成28年2月定例農業委員会議事録

(開会 2月24日(水)午前9時)

(事務局出席者) 宇佐美事務局長、廣戸事務局次長、山田主幹、原田副主幹、
鈴木主任主査、成田主査、農崎主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから2月定例農業委員会を開催します。現在の出席委員は、17名です。議事録署名者の委員を選任します。本日の議事録署名者は、5番の柘植玲子委員、8番の岡本清則委員にお願いします。それでは、議事に入ります。

議長：議案第45号について、事務局からの説明を求めます。

【議案第45号 農地法第3条の規定による許可について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま、事務局から説明のあった番号1 新屋の件について、地元委員に代り、事務局から意見をお願いします。

事務局：本来だと新屋地区の原田委員より意見を頂くところですが、事前に原田委員よりお聞きしておりますので、事務局が代って説明いたします。農地法3条の許可要件を満たしているので、特に問題はないということです。また、現在そのほかの農地についても耕作をしているとのことのお話もいただいておりますので、代って報告いたします。

議長：ただいま地元委員に代り、事務局から説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

鈴木(文)委員：議案書の経営面積欄には、2月利用権設定分2,435㎡を含むとの記載がありますが、この後の案件として出てくるということですか。

事務局：はい。利用権設定については後ほど説明いたしますが、議案の18ページをご覧ください。こちらが、2,435㎡の内訳です。親族が所有していた農地を従来より申請受人が耕作をしており、今後も継続するというご意向です。農地基本台帳については掲載がされておりましたが、農地の購入に当たり、農地法の許可要件に下限面積の規定があり、そのためにも整備したいとの相談があり、利用権の設定を合わせて申請頂いた次第です。

鈴木(文)委員：先回の農業委員会でも同じような案件が出ていました。農地法の下限面積で耕作面積が4反以上という規定があり、要件を満たすためであるとは思いますが、適正に耕作してもらいたいと思います。

議長：その他に意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等もないようですので、採決をとります。番号1について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：番号1について、全員賛成により許可することとします。

《採決結果：議案第45号 全員賛成1件》

議長：つづきまして、議案第46号について、事務局からの説明を求めます。

【議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 明知下の件について、地元委員に代り事務局より意見をお願いします。

事務局：明知下地区の深谷委員より事前にお話を伺っておりますので、代って説明いたします。申請地は農業振興地域内の農用地で、申請者は営農を続けられる意思が強いとお話を聞いています。地元としては特に問題はないとのことでした。また、太陽光パネルの設置による周辺農地への影響があるかという点については、道路に面した土地ですし、南側は運送事業の建物がございいますが、農地ではありません。農地に関しては影響ないだろうと地元として判断したと伺いましたので、代って報告いたします。

議長：ただいま地元委員に代り、事務局から説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

竹谷委員：全体の面積はどのくらいですか。

事務局：はい。こちらの土地としては全体で3,484㎡です。今回の一時転用の対象面積が先ほど説明したように支柱の部分のみとなり、2㎡ということになります。

議長：その他に意見のある方は挙手をお願いします。

鈴木(謹)委員：少し内容がわからないのですが、どういうことですか。

事務局：補足の資料の3ページをご覧ください。申請地の平面図となり、太陽光パネルを上から見た形です。パネルの下部の農地で栽培する作物については、1番2番と示されている北側2列のパネルはミョウガを栽培されます。3番から10番については不知火を栽培するということです。不知火はかんきつ類で、特に甘みが増して糖度が高いものについてはデコポンとも呼ばれています。不知火を栽培するパネルの列に関しては、真ん中に黒く示してある箇所はパネルを抜き、光りを取り入れるとのことで、1列に5枚のパネルを抜くとのことです。南側の11番12番については榊を栽培します。今回のように下部で営農を行うための支柱部分の一時転用の許可については、パネルの下部

の作業スペースとして耕作面から2メートル程度を確保する必要があり、また、パネルの横についても空いているため光りも十分取り入れられます。また、日陰作物ではない不知火についてですが、不知火の栽培実績のある農家より、当該申請地でこのようなパネルの構造であれば、十分に収穫でき、耕作への影響は無いであろうという旨の意見書も頂いております。今回の計画については許可基準を満たすだろうと確認をしました。また、事業者は、毎年収穫後にその年の耕作状況について報告をする必要があり、営農に支障がないか、毎年確認をしていきます。

議長：その他に意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：つづきまして、番号2 福谷の件について、地元委員として私から意見を申し上げます。補足資料4ページをご覧ください。16日に現地を確認しました。申請者の駐車場が現在は敷地内にありますが、そこに庫裏を建てるために駐車場がなくなってしまうため、すぐ西側の畑である自分の土地に駐車場を設置するための申請です。集落の真ん中に位置しますし、転用することによる周辺の農地への影響はないと思いますので、地元の委員としては問題ないと思っております。審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員として説明しました番号2について、意見等のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号2について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：賛成多数により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

≪採決結果：議案第46号 全員賛成1件、賛成多数1件≫

議長：つづきまして、議案第47号について、事務局からの説明を求めます。

【議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました番号1 新屋の件について、地元委員からご意見をお願いします。

原田委員：こちらの物件については、先ほど事務局より説明があったとおりです。位置図については1ページをご覧ください。既に12月の農振除外で審議をした物件です。1月27日に区長とも図面を見ながら確認をしましたが、排水路等についても12月の要望事項どおりの申請内容であったため何ら問題がないと思います。審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号1について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号1について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：続きまして、番号2 福田の件について、地元委員からご意見をお願いします。

近藤(邦)委員：この件については、ただいま事務局から説明があったとおり何ら問題ないと思います。区に農地転用の申請が出て、1月19日に私と区長と土地改良区工区長とで現地を確認しました。申請地については集落のちょうど真ん中に位置しており、周辺はほとんど住宅となっています。農地としては申請地のすぐ前に果樹が家庭菜園のように耕作がされていますが特に問題はないと思います。それで、この南側の道路側溝へ雨水排水するということが、こちらについても特に問題ないと思います。審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号2について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号2について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

ます。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：つづきまして、番号3 福田の件について地元委員からご意見をお願いします。

近藤(邦)委員：この案件については、申請渡人の一人が昭和30年代に建てた住宅の土地の地目が農地のままであったという話です。申請地の前の道路が、郡界橋ができて道路が広がったため敷地が少し狭くなってしまい、今回、住宅の所有者の兄の土地も加えて、新たに家を建てたいということです。こちらについても1月19日に私と区長と土地改良区工区長と3名にて現地を確認しました。この地域については、分家住宅が点在する地域で、問題がないと思いますので、よろしく審議いただきたいと思います。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号3について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号3について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：つづきまして、番号4 明知上の件について地元委員からご意見をお願いします。

岡本委員：2月3日に、私と区長兼愛知用水管理区長と土地改良区工区長の3人で現地を確認しました。申請地は、尾三消防署、カントリーエレベーターのある交差点のところの角にあり、周辺には影響が出るような農地はありませんので、特に問題はないかと思います。審議の程、よろしくお願いします。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号4について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号4について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号4について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：つづきまして、番号5 明知上の件について地元委員からご意見を申し上げます。

岡本(清)委員：こちら2月3日の同じ日に区長と土地改良区工区長と3人で現地を確認しました。こちらについては、12月に農振除外として審議した案件です。申請地のすぐ隣に広い道路があり、これがずっと上り坂になっているため見通しが悪いということで、入り口が増えれば安全が今よりも確保できると思いますので、審議の程、よろしく申し上げます。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号5について、意見のある方は挙手をお願いします。

近藤(邦)委員：この部分はもう既に入り口として使用されているようですが、その部分ですか。

岡本(清)委員：違うと思います。事務局どうですか。

事務局：はい。先ほど岡本委員が言われたように、現在の入り口は北側のほうに1カ所、また、南側にも入口がございます。合計2カ所あり、その2カ所の入り口の地目が農地のままであったということであり、今回、整理していただく形です。12月に農振除外の手続きをとりましたが、道路の拡張等の経過もあり、整理するため、又、駐車場の拡張も併せて行うということが今回の内容になります。

議長：その他に意見等がある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号5について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号5について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：つづきまして、番号6 明知上の件について地元委員からご意見を申し上げます。

岡本(清)委員：申請者が住宅を建て替えるにあたり、現在の進入路では狭いということで、進入路の拡張のための申請です。現在では、土地所有者の進入路と、事業者の進入路とが一体となっている状況ですが、事業者として道路幅を確保しなければ許可を受けることが難しいということで、進入路を広げること

となったと聞きました。こちらについても、区長、土地改良区工区長と現地を確認し、特に問題はないのではないかとということです。審議の程、よろしくをお願いします。

議長：ただいま地元委員から説明のあった番号6について、意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号6について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号6について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議長：つづきまして、番号7 打越の件について地元委員からご意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：この案件につきましては、21日に現地確認しました。位置図を見ていただくと、1反の田の半分を住宅用地として申請するということです。申請地については、かなり前から埋め立てがしてあります。そんなに草丈は高くないのですが、草も生えている状況です。問題は排水路ですが、道路と反対側の南側へしか排水ができない状況になっております。25m位の長さを通し、排水をしなければならない状況です。農地法上、また、都市計画法上では問題ないと思いますが、排水の仕方がどのようになっているか、事務局へ伺います。

事務局：はい。近藤委員から説明がありましたが、当該申請地については、同一申請者にて平成14年に農振除外を行って、既に一度農地転用の許可も下りています。その後事情により計画が見直され今回改めて申請される内容となります。排水については、申請地とその南側部分にはかなりの高低差があり、南側は近藤委員が言われたように現在、田を耕作されています。高低差が2mほどはありますので、一番影響ない畦のあたりで耕作に影響ない範囲で地中に配管を行い、南側の排水路へ放流する計画で伺っています。南側の耕作地については、申請渡人であるため、排水についても承諾を頂いています。耕作には影響のないように配管を施す計画であると伺っていますので、報告いたします。

議長：その他に意見等がある方は挙手をお願いします。

木戸委員：意見ではありませんが、申請地については、平成14年に申請者が分家住宅を建てるということで申請したものの、取り下げた経緯があります。その際に田から畑へ埋立てがされました。

議長：取り下げられたのですか。

木戸委員：はい。取り下げられました。当時一度申請されています。

事務局：木戸委員の説明のとおり、平成14年に一度農地転用許可、並びに都市計画法については開発許可申請がされています。造成行為の途中まで至ったようですが、建築行為には至らなかったというのが、申請地の土地の形状が変わっている経緯です。今回、同じ住宅の建築という内容ですが、年数もたっておりますので改めて都市計画法の許可並びに農地転用許可を申請されました。

鈴木(文)委員：同じ内容で同じ人なら許可を受けているのであれば、10年でも20年でもそのまま有効かと思いますが、何故再度申請をしたのですか。

事務局：ご指摘の通り、一度許可を受けたら許可については有効です。しかし、事情があり、申請理由が若干変わり、理由を現状に合わせて申請するために一度取り下げをされ、今回改めて申請されるということです。

議長：その他に意見等がある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等ないようですので採決に移ります。番号7について、県に対し進達するにあたり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号7について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第47号 全員賛成7件》

議長：続きまして、議案第48号について、事務局からの説明を求めます。

【議案第48号 農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま、事務局から説明があったことについて、何か意見等はありませんか。

鈴木(文)委員：資料17ページですが、今まで法人として借り受けていたと思いますが、なぜ今回利用権の設定を受ける方を変え、新規設定にしたのですか。

事務局：はい。今年度法人の代表を退任したため、法人での利用権の解除をし、自己所有地及び親族が所有していた農地については、全て自身で耕作するための変更となります。

議長：その他に意見のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：意見等もないようですので、農用地利用集積計画の決定について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：本件について、全員賛成により決定することとします。

《採決結果：議案第48号、全員賛成》

[報告事項]

1 平成28年1月分農地転用届出の受理状況について

(事務局説明)

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

(意見、質問等なし)

議長：以上で予定していました議事等は全て終了いたしました。これもちまして、議長の職を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

事務局：その他連絡事項について、事務局から説明をさせていただきます。

- 1 2月12日に開催した農業者と農業委員会との意見交換会について(お礼)
- 2 個人番号の収集について(依頼)

事務局：以上をもちまして、2月定例農業委員会議を終了いたします。一同ご起立下さい。一同礼。

(閉会午前10時20分)